

「考え方でせられる」葬儀(八)

お墓のトラブルを和らげるには

浄土真宗本願寺派総合研究所

はじめに

浄土真宗本願寺派総合研究所では、葬儀やお墓の研究を継続的に行い、『宗報』にて報告をしてきました。その中で取り上げてきた課題のひとつが、「改葬」（お墓の移転）や「墓じまい」などの増加です。お墓の問題は単純ではなく、寺院墓地への納骨を拒否されるトラブル、墓の繼承者がいなくなってしまったというトラブル、お墓にあるはずのお骨が無くなってしまったというトラブルなど、さまざまなトラブルが生じています。

こうしたトラブルに対しては、法律や行政などの専門的な知識が必要となる場面が多くなります。総合研究所では、お墓に

お墓が原因の離檀について

関する多様なトラブルを解決し、さまざまな媒体で発信・提言されている小金井行政書士事務所（東京都小金井市、「お墓問題研究所」を運用）の宮浦孝明氏を訪ね、お話を聞いてきました。今回は、昨今のお墓事情や、お寺と門信徒（檀家）との関係、繼承者の問題、小さいお墓などの問題などから、これからのお墓のあり方について考えてみたいと思います。

行政書士の宮浦氏は、専門誌等にお墓などの記事を連載し、

『今どきのお墓事情』（株式会社ソクラ、2017年）も出版されています。それらを見ると、お墓をめぐって、お寺と門信徒

(檀家)との間でトラブルになるケースが非常に多いことがわかります。特に目立つのが、お墓を改葬するときに、「本願寺派はあまり無いのですが、お墓を移す時に、高額な「離檀料」

(他宗でいう檀家を離れる料金の意味、檀家とは特定の寺院に所属している方のこと)が請求される場合がある」(宮浦)といった事例です。

離檀料を伴う寺院墓地からの改葬を相談された場合、宮浦氏の基本方針としては、「お墓をそのまま維持することを先ずは、勧める」そうです。お墓へ頻繁にお参りする方であれば、自宅近くにお墓を移転することによってお参りがしやすくなるなどの利点が生じますが、お盆やお彼岸など年に数回程度のお参りなら元の墓を維持すべきだと指摘されます。なぜなら、昨今のお墓事情を考えると、都市部で同じ条件の墓入手することは困難だからです。移動させてもそんなに近くに持てませんし、質の良い墓石は値段が高く、またお墓の管理費は同様に、あるいはそれ以上に高くなっています。その上、お墓のサイズが小さくなってしまいます。

昨今「墓じまい」がブームのように聞こえていますが、安易な「改葬」で後悔する方も多いと、宮浦氏は警鐘を鳴らします。お寺と檀家は人ととの付き合いがベースにあります。人間関係が壊れた場合、離檀する思いは頑なになります。やはり、まずは冷静なやり取りが必要となります。

お墓の持ち主が見つからない:

最近、「お墓の継承者の行方がわからない」と悩まれている僧侶の方が多いようです。墓所はいわば賃貸物件ですから、使用しなくなった場合、元の状態に戻すことになります。仕方なく、お寺側で処理の経費を負担し、更地にされていることも多いと聞きます。

さて、この場合、相手を探し出してお墓を処理してもらうのは、なかなか困難なようです。もちろん戸籍・住民票で居場所を特定することはできますが、興信所等に依頼すると多額の経費がかかります。それでも請求したいという場合には、墓地を更地に戻すのに要した額についてお寺側から内容証明(債権回収などに用いられる手続き)を送り、それでも支払いが無い場合には訴訟になります。もし、相手に不動産など差し押さえ可能な財産があれば確実に回収できます。しかし、裁判所が支払い命令を出したとしても、実行されないことも多いため、注意しなくてはいけません。

そこで宮浦氏が提言されるのは、「とにかく早く対応する」ということです。そのためにも、「管理費」を定期的に頂戴すべきだと指摘されます。管理費不要を売りにした墓地(靈園)

では、お参りが無くなつたことがすぐに把握できず、結局無縁墓地となつてしまい、お寺で墓石を処分するというケースが多いようです。

「管理費が納められなくなつた」「連絡が取れなくなつた」という場合、「とにかく早く対応する」のが墓地や納骨堂管理の重要なポイントとなります。管理費を取つていないと、請求するタイミングを逸してしまいます。とにかく何らかの方法で定期的に連絡を取り続けるのが重要だと宮浦氏は指摘されます。皆さまのお寺では、いかがでしょうか。

小さすぎるお墓にもトラブルあり

前述の通り、都会のお墓や納骨堂が小型化しています。意外なことに、これがトラブルの要因の一つとなっています。例えば、このようなケースです。

0・25m²で骨壺が2つ入るというお墓が、東京23区内だと200

万円以上する。夫婦で入るつもりだったのが、親戚のお骨を入れなくてはならなくなり……困った。

なかなか予定通りにならないのも、お墓問題の特徴です。

また、小さなお墓は一般的に通路も狭く、お参りに不便です。超小型化した墓地では、お参りの方が正面近くに行けず、細長い列になつてお参りしなくてはならないという事態も起きているそうです。ものすごく立派なお墓というのも現実的では

ないかもしれません、そこが「お参りに適した場所か」というのは、これからのお墓を考える上で、重要な点ではないでしょうか。

お寺からの依頼第一位は

「改葬」や「墓じまい」などで相談されるばかりでなく、宮浦氏のもとには、お寺からも相談があるそうです。お寺からの依頼の第一位は、繼承者のいなくなつたお墓の撤去の手続きに関する相談のことでした。

法律上では、1年で撤去することは可能です。墓石は撤去すればただの「石」になるのですが、お骨はお骨のままで。お骨については、所有を主張する方が出てくる可能性があるため、10年間は保存するのが良いそうです。10年を経過すると、寺の方で所有権を主張できることが多く、かなりのトラブルを回避できるそうです。

お参りされない墓

お墓の研究をし、お墓のさまざまな悩みに対応されてきた宮浦氏は、実際にお墓や納骨堂を見に行くことも多いそうです。が、その中で見られる傾向を嘆かれています。それは、普段の「お墓参りの姿が少なくなつていて」という傾向です。特に狭

い納骨堂や自動搬送式の納骨堂では、半日くらい観察していくも、一人もお参りがないことさえあるそうです。

首都圏では1990年頃まで、すなわちバブルが弾けるまで、お墓の需要が高く、墓地の価格が高騰しました。しかし、

その後、景気の後退とともに高額な墓地が求められなくなり、墓地の小型化が進みます。それに並行して納骨堂への需要も高まりましたが、2000年前後は納骨堂が供給過多となりました。それが近年、「墓じまい」ブームとともに、再び納骨堂が増え、門信徒（檀家）でなくとも入れる巨大な納骨堂が東京23区内にも増加しています。

しかし、宮浦氏は、単に需要があるからといって、安易に納骨堂を建設することに対して問題提起をされました。お墓は、やはり「お参りできる場所」としての価値を重視すべきで、草ぬきやお花などの莊嚴まで含めてお墓参りなのではないかと指摘されます。その上で、「そのような習慣が薄れていく傾向を、僧侶が推進してはならない。需要があるから造るのではなく、そこがお参りする場となること、宗教的なご縁がそこで生じることを大事にして欲しい」と仰いました。

お坊さんに望むこと

最後に宮浦氏に、「お坊さんに望むことは何ですか」とお聞きしました。すると、宮浦氏は、すぐさま「冷静に対応するこ

とが大切」と答えてくださいました。お墓のことは冷静にやり取りしていれば、お互いが了解できる着地点を見いだすことができます。しかし、喧嘩腰になると、問題が不必要に複雑化するそうです。

お墓の問題は、家族の問題であったり、お金の問題であったり、人間関係の問題であったりと、色んな要素が絡んでいます。どれ一つ同じケースは無いそうです。昨今のお墓事情から、どうしても私たち僧侶の沸点が下がりがちですが、冷静なやり取りの中で、トラブルの糸を解きほぐしていくことが望まれています。

※なお、お墓のトラブルは地域によつて事情が異なる場合があるので、具体的なお墓のトラブルに関しては、宮浦氏が運用するお墓問題研究所HP（<http://www.ohakamondai.com>）でもご確認・ご相談いただけます。

おわりに

宮浦氏への聞き取り調査を通して、「既存のお墓は住んでいるところから離れている」という事情や、「今はお墓を持つてはいないが、安心できる所で納骨したい」という思いに、費用や人間関係、後継者など色々な要素が重なって、お墓の移転、小さなお墓や納骨堂の選択が行われるケースが増え、そこでト

ラブルが生じていることがわかりました。

宮浦氏自身は、行政書士として人々がお墓のことで抱く不安に対応してきた経験が豊富で、お墓の現況やトラブルへの対応などもお教えくださいました。そうした経験から、お墓は「お参りする場」であり「縁がそこで生じることが大事」と言われたことは、重要な指摘でした。これは、お寺や僧侶が専門とする領域です。

法律では、お墓や納骨堂は遺骨を収蔵する場所とされています。しかし、お墓はそのことだけで成り立つわけではありません。お墓を建てることは、先人たちのご苦労を思い返し、故人の生きてきた証しを伝えることになります。お墓を維持し継承していくことは、念仏の教えを私たちに伝えてくださった先祖や故人を偲ぶ中に、仏さまのみ教えを聞かせていただき、仏さまとのご縁を未来につなげていくことになります。お墓が「お参りする場」であれば、それに適した環境を整える必要があります。そうでなければ、お参りも減り、ますますお墓の継承が難しくなっていきます。お参りが減ることは、法縁が減ることをも意味することに留意したいと思います。

今は、納骨堂や合同墓などが注目されていますが、「安心してお参りできる」ことが、これからのお墓を考える上で指標の一つとなることを学びました。お墓の問題は一つひとつが異なるものではありますが、僧侶という立場にあつては、人々にお墓の意味を丁寧に説明していく」と、そが、お墓に対する

人々の不安を和らげる助けとなるのではないでしょうか。

(報告者：藤丸智雄)

i 「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十四号）第三条第二項には、「焼骨の改葬の許可」について、「死者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面」などを要することが記されています。なお、「墓地、埋葬等に関する法律」および「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」は、厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123872.html>）にて確認できます。